三次市マイナンバーカード出張申請（自宅訪問）実施要項

三次市では、市窓口等への来庁が難しい高齢者を対象に、市職員が申請者のご自宅まで出張し、顔写真の撮影から申請までをお手伝いする「自宅訪問手続きサポート」を実施しています。

必要書類が揃っている場合、マイナンバーカード（以下「カード」という。）を申請者の住民票の住所に簡易書留等により郵送します。

１ 対象者

後期高齢者医療被保険者証を所持しており、初めてカード交付申請をされる方

２ 訪問（自宅到着）時間　予約制

平日（祝日や年末年始は除く）

⑴ ９時30分～11時00分

⑵ 14時00分～16時00分

※ 顔写真撮影を含め１人あたり約15 分程度の申請受付時間を想定しています。

※ 交通状況等により、多少時間が前後する場合があります。

３ 申し込みに当たっての条件（すべての条件を満たすこと）

⑴ 申請者本人が三次市に住民登録があること

⑵ 申請から２か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと

⑶ 申請者本人（成年被後見人は法定代理人とともに）が自宅にいること

⑷ 書留郵便または本人限定郵便でカードの受け取りができること

⑸ 本人確認書類及び交付申請に必要な次の書類を持っていること

① 通知カード

② 本人確認書類（原本）

Ａから１点またはＢから２点

※ 通知カードを紛失した方や法定代理人は、Ａから２点またはＡから１点＋Ｂから１点

|  |  |
| --- | --- |
| Ａ | 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年４月1日以降のもの）、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書　など |
| Ｂ | 各種健康保険証、基礎年金番号通知書、介護保険証、母子健康手帳、こども医療費受給者証、社員証、学生証　など |

※ 上記、組み合わせが揃わない場合は、後日、市役所窓口までカードの受け取りにお越しいただく必要があります。

③ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

④ 登記事項証明書（成年後見人の方のみ）

⑹ 介護等が必要な方の場合、介助者等が同席できること

※ 怪我等を負わせる危険を回避するため、本市職員が申請者に触れることはいたしません。

４ 予約申込方法 ※訪問希望日の４週前から４日前までにお申し込みください。

市民課マイナンバーカード交付等特設窓口（０８２４－６２－６９６３）へ電話でお申し込みください。申請者の住所、氏名、生年月日等、訪問申請に必要となる情報（自宅または付近に無料の駐車スペースがある等）をお聞きします。

※ 祝日や年末年始は申し込みが出来ませんので御注意ください。

５ その他

⑴ カードは申請してから完成までに１～２か月程度かかります。

⑵ カードの郵送交付が可能となる場合、訪問時に「暗証番号設定依頼書」を記入いただきます。予め数字４桁の暗証番号と英数混合６文字以上16 文字以下（アルファベットは大文字）の暗証番号を決めておいてください。

【問い合わせ先】

〒728－8501 三次市十日市中二丁目８番１号

三次市役所市民課マイナンバーカード交付等特設窓口

TEL：0824－62－6963（直通）／FAX：0824－63－2809